

令和2年2月	21日	策定
同3月	27日	改定
同4月	3日	改定
同4月	9日	改定
同5月	7日	改定
同5月	26日	改定
同6月	10日	改定
同8月	5日	改定
令和3年1月	8日	改定
同2月	3日	改定
同3月	24日	改定
同5月	10日	改定
同6月	21日	改定
同7月	20日	改定

新型コロナウイルス市内感染のまん延防止に係る取り組み方針

1 目的

新型コロナウイルスの市内感染まん延防止を図るとともに、まん延を想定した医療提供体制の整備や大規模なクラスター対策を実施することとする。また、重症化しにくくするように市民の健康増進を推進する。また、これまでの生活を取り戻すため、新しい生活様式の実践に関し、周知等を図る。

2 市全庁を挙げた対策の実施

市の全部局が、茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部の下、急を要しない事業の中止や見直しを徹底するとともに、内部管理事務の改善・簡素化を進め、感染拡大防止対策及び医療提供体制の強化並びに市内経済の安定に向けた取り組みなどに注力する。

また、新型コロナワクチンの接種について、市民が安心して生活できるよう、接種体制の強化に取り組む。

3 市主催事業の開催必要性の検討及び感染予防対策について

(1) 令和3年度当初予算で計上済みの事業及び予算執行を伴わない事業

必要な感染防止対策を実施して行うこととする。ただし、感染防止対策を実施して行うことができない場合は、中止または延期することとする。

(2) 令和3年度当初予算での計上を見送った事業

新型コロナウイルス感染症の収束状況や、今後の社会情勢等を慎重に見極めるとともに、令和3年度事業実施方針を踏まえながら、補正予算の計上等の柔軟な対応を含め、実施の可否を検討していくこととする。

4 公の施設の対応について

公の施設については、本市がまん延防止等重点措置区域に指定されている期間においては、原則20時までの使用とし、20時以前の利用についても、利用者に対して使用の自粛を促すこととする。

また、まん延防止等重点措置区域に指定されている期間以降の使用予約については、通常のスケジュールで抽選等を行うが、今後の緊急事態措置の状況に応じて、柔軟に対応を行うものとする。

なお、今後の感染状況等を踏まえ、適宜対応の見直し等を行うものとする。

5 職員の感染防止

職員においては、風邪や季節性インフルエンザ等の感染予防と同様に、自身の感染及び市民への感染防止を図るため、業務に支障のない範囲で、咳エチケット（マスクの着用等）や手洗い・手指消毒等を徹底するとともに、厚生労働省通知の趣旨を踏まえ、発熱等の風邪症状がみられるときは、休暇を取得する等外出を控えるとともに毎日体温を測定し記録する。

所属においては、柔軟な勤務体制を運用し、職員相互の接触機会の最小化を図るとともに、休暇を取得しやすい環境を整える。

なお、感染防止に向けた具体的な措置及び服務上の取り扱いについては、令和3年7月20日付け総務部長通知「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた職員の勤務体制等について」を参照する。

6 市民の健康増進の推進

市民に対しては、新しい生活様式において、広く家庭等でもできる健康増進の取り組みを各部局における様々な機会を捉え、周知・啓発することとする。

7 その他

本方針は、今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直しを行う。

令和3年7月20日
佐藤 光